

令和3年度 県民企画による人権啓発事業 募集要領

1 事業の概要

この事業は、県内で活動する団体が企画し、県の担当課等（鳥取県庁本庁若しくは総合事務所の各課又は各地方機関）と協働して実施する人権啓発事業として、当該団体に委託する事業（以下「委託事業」といいます。）です。

また、この事業は、鳥取県が主催者となり、その実施を委託する枠組みとなります。このため、補助事業や助成事業とは異なり、行事の内容等について県と調整を行いながら進めていくことになります。県の施策にそぐわない場合には、内容の変更を求めたり、又は委託契約を解除する場合がありますので、ご承知ください。

2 対象事業

広く県民向けに実施する人権啓発事業のうち、次の各号のすべてに該当するものを対象とします。

- (1) 具体的な人権課題について正しい認識や理解を深めることを目的としたもの又は法の下での平等や個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を学ぶことを目的としたもの
- (2) 人権に関する演劇、演奏、映画等と講演若しくは対談を併せて実施する形式又はシンポジウム形式によるもの
- (3) 概ね100人以上の参加及び効果的な啓発が見込めるもの
- (4) 手話通訳など障がい者に対する合理的配慮を行うもの

3 対象団体

県内に活動の本拠を置く団体（事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む。）であって、初めて委託事業を実施する団体及び過去に実施した委託事業と異なる企画内容の事業を実施する団体を対象とします。

4 委託金額

委託金額は、原則として1件50万円を限度とします。なお、入場料等の収入がある場合は、事業に要した経費の額から収入額相当額を減じた額を基に委託金額を算定します。

5 対象経費

(1) 対象経費

項目	内容	備考
講師等謝金	・講師等への謝金 (原則として1時間当たり5万円を上限とします。これを超える場合は、事業応募申込書(様式1)にその理由を記載してください。)	※開催案内チラシやポスターの印刷は、2社以上の業者から見積もりを徴収し、より安価な方へ発注をするなど、経費の節減に努めてください。
講師等旅費	・講師等の交通費及び宿泊費 (県の旅費規程により算出した額を上限とします。)	
会場費	・対象事業を実施する公共施設の使用料 (会場は、原則として公共施設を利用してください。)	

印刷費	・対象事業の開催案内チラシ、ポスター、 当日配付資料、看板等	
その他	・手話通訳、要約筆記、託児サービス利用料等 ・映画上映に係る経費 ・行事保険料 ・経費の支払に係る振込手数料 ・食糧費（講師の弁当代、お茶代） ・チラシ等の発送料 ・コピー用紙、封筒等の購入費用 (当該事業に要する必要数量分のみとします。)	

(2) 対象外の経費

- ア 団体の運営費に係る経常的な経費（筆記用具代、電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。）
- イ 団体メンバーやスタッフに対する人件費（アルバイト、ボランティアも含む。）
- ウ 団体の資産となる経費（パソコンなど一般的に備品となる性質の物品の購入等）
- エ その他、対象経費として適当と認められない経費

(3) 経費の支払方法

- ア 口座振込の方法によること。（※振込依頼書の控えとともに、内容、数量がわかる請求書等も必要です。）
- イ 送料、弁当代、少額の消耗品等の購入にかかる支払については、現金払の方法によることができること。（※この場合は、品名、数量の記載された領収証またはレシートの発行を受けること。）
- ウ イに記載の例外を除き、現金払をしたものは対象経費として認められないこと。

6 事業実施期間

委託契約時から令和4年2月まで

7 委託事業数及び募集期間

委託事業は概ね2事業程度とし、別途定める期間に募集します。ただし、予定件数に満たない場合や、予算措置の都合上この限りでない場合もあります。

8 選考方法

人権啓発事業選考委員会において次の審査基準を基に選考し、その結果は応募団体に通知します。

<審査基準>

事業がもたらす啓発効果、事業実施の確実性、県事業担当課との協働性、実施時期及び地域、特別な支援を必要とする方への配慮並びに過去の事業実施状況

9 提出書類

- (1) 令和3年度 県民企画による人権啓発事業 応募申込書（様式1）
- (2) 令和3年度 県民企画による人権啓発事業 団体調書（様式2）

10 実績報告

事業の実績報告は、開催状況のわかる写真等を添付し、事業終了後30日以内に提出することが必要です。

11 暴力団等排除のための措置

構成団体又は構成員等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を締結せず、又は委託契約を締結していても解除することがあります。この場合、県は一切の費用負担を行いません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

12 その他

委託事業については、鳥取県の広報媒体でPRします。

13 問い合わせ・応募先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部人権局人権・同和対策課人権啓発担当

電話：0857-26-7590

ファクシミリ：0857-26-8138

E-mail：jinken@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>

(様式1)

令和3年度 県民企画による人権啓発事業 応募申込書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井伸治様

住 所
団 体 名
代表者氏名

下記の事業について申込みます。

記

1 事業名

2 事業の目的（現状、課題、周知したい内容、得られる効果等）

3 開催日時

4 開催場所

(1) 会 場

(2) 所 在 地

(3) 電話番号

5 参集予定人数

※事業内容について、ヒアリングを行いますので、ご承知おきください。

6 事業の概要

(1) テーマ

(2) 内容（流れ、時間配分、出演者、演題等）

(3) 講師（氏名、プロフィール、選定理由等）

7 特別な支援を必要とする方への配慮

(1) 託児の実施 あり・なし

(2) 視覚障がい者への配慮

a 点字資料の作成 あり・なし

b 音声ガイドの実施 あり・なし

(3) 聴覚障がい者への配慮

a 手話通訳の配置 あり・なし

b 要約筆記の配置 あり・なし

(4) その他の配慮

8 一般県民向動画配信の可否 ※県のホームページに動画を掲載することがあります。

可 ・ 否（その理由： ）

9 所要経費

(1) 収入計画

区 分	金 額	内 訳
県委託金	円	※上限 500 千円
協賛金等	円	
そ の 他	円	自己資金
合 計	円	

(2) 支出計画

区 分	金 額	経費算出の根拠 (単価、数量等)
講師等謝金	円	(1時間当たり5万円を超える場合は、その理由も記載)
講師等旅費	円	
会 場 費	円	
印 刷 費	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

(様式2)

令和3年度 県民企画による人権啓発事業 団体調書

団 体 名		
代 表 者 名		
所 在 地	〒	
電 話 番 号		
会 員 数		
活 動 内 容		
県 と の 関 わ り	※これまでに、県（地方機関を含む）に関する事業やイベント等の実施があれば記載（担当課名、事業名、年度を記載）。	
担 当 者 及 び 連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	フ ァ ク シ ミ リ	
	電 子 メ ー ル	
備 考		

- (注) 1 記入欄が足りない場合、追加するなどしてください。
2 団体の規約、活動内容等のわかる資料を添付してください。
なお、入手した個人情報を無断で転用することはありません。